た率を乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。

a_3　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成24年度から平成27年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a_5　平成24年から平成28年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成24年度から平成27年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

［略］

α　平成24年度から平成28年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にあ

乗じて得た料金収入又は費用（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。

a_3　平成23年から平成27年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a_5　平成23年から平成27年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

［同左］

α　平成23年度から平成27年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内にあ